

○半田市高度先端産業立地促進条例施行規則

平成二十三年十二月二十六日

規則第十九号

改正 平成二八年三月三十一日規則第二三号

令和二年六月二二日規則第三一号

令和七年七月十日規則第二四号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(生活環境への配慮事項)

第三条 条例第五条第一項第四号及び同条第二項第四号の規則で定める適正な配慮は、次のとおりとする。

- 一 公害の防止に関する法令及び環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- 二 新設又は増設（以下「新設等」という。）する工場又は研究所（以下「工場等」という。）の周辺地域の住民に対し、新設等に係る説明会を開催すること。
- 三 新設等する工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者から当該工場等の新設等に関し同意を得ること。ただし、特別の理由がある場合で市長が認めたときは、この限りでない。

(生産性向上計画により省人化される常用雇用者)

第三条の二 条例第五条第三項の規則に掲げる生産性向上計画により省人化される常用雇用者に算入することができる人数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の人数とする。

- 一 条例第五条第一項第二号 十人
- 二 条例第五条第二項第二号 三人

2 生産性向上計画は、IoT、ロボット等先端設備導入により、労働生産性向上を図るための計画であり、三年から五年までの計画期間において労働生産性向上率が年平均三パーセント以上であることを要件とする。

3 労働生産性、労働生産性向上率及び省人化される人数の算定は、別表のとおりとする。

(指定の申請等)

第四条 条例第六条第一項の指定の申請は、条例第三条第一号の奨励金にあつては、高度先端産業立地奨励措置指定申請書（様式第一）に、条例第三条第二号の奨励金にあつては、中小企業高度先端産業立地奨励措置指定申請書（様式第二）に、それぞれ事業計画書（様式第三）及び必要書類を添付して、新設等する工場等の工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の三十日前の日までに、市長に提出して行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、指定の可否を決定したときは、指定決定通知書（様式第四）又は指定却下通知書（様式第五）により申請者に通知するものとする。

3 指定事業者は、条例第六条第一項の指定の申請をした日から三年以内に指定を受けた工場等の操業を開始しなければならない。

(届出の様式)

第五条 条例第七条に規定する届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

一 条例第七条第一号に掲げる事由 工事着工届（様式第六）

二 条例第七条第二号に掲げる事由 工事完了届（様式第七）

三 条例第七条第三号に掲げる事由 操業開始届（様式第八）

四 条例第七条第四号に掲げる事由 指定申請書記載事項変更届（様式第九）

(交付の申請等)

第六条 条例第八条の規則で定める時期は、条例第三条第一号の奨励金にあつては、新設等する工場等に課せられる課税各年度の翌年度とし、条例第三条第二号の奨励金にあつては、当該工場の操業を開始した日から一年以内とし、それぞれ奨励金交付申請書（様式第十）及び必要書類を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、奨励金交付決定通知書（様式第十一）又は奨励金交付却下通知書（様式第十二）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第七条 前条第二項の交付決定通知書を受けた指定事業者は、速やかに奨励金交付請求書（様式第十三）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の時期)

第八条 奨励金は、前条の交付請求書の提出があつた後に交付するものとする。

2 条例第三条第二号の奨励金は、五億円を超える場合は三年間、二億円を超える場合は二年間に分割して交付することができるものとする。

(財産処分の制限)

第九条 奨励金の交付を受けた指定事業者は、奨励措置により取得した固定資産を市長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、指定を受けた工場等の操業を開始した日から五年を経過した場合は、この限りではない。

(奨励金の返還等)

第十条 市長は、条例第九条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは奨励金返還請求書(様式第十四)により、奨励金の全部又は一部の交付を取り消したときは奨励金交付取消通知書(様式第十五)により指定事業者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第十一条 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた指定事業者は、当該決定に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた指定事業者が、納付期限までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(地位の承継申請等)

第十二条 条例第十条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに承継申請書(様式第十六)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに内容を審査し、承継の承認の可否を決定したときは、承継承認通知書(様式第十七)又は承継承認却下通知書(様式第十八)により通知するものとする。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の規定は、施行日以後に本市で高度先端産業に係る工場等の新設等に係る工事に着手する事業者について適用する。この場合において、当該事業者が施行日から平成二十四年五月二十九日の間に工事に着手する場合における第四条第一項に規定する申請期限の適用については、同項中「新設等する工場等の工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の三十日前の日まで」とあるのは、「平成二十四年四月三十日まで」とする。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第二三号）
（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- （経過措置）

- 2 処分又は不作为についての不服申立てであつて、この規則の施行前にされた処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作为に対するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月二二日規則第三一号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則
- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

- 附 則
- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

- 附 則
- 1 この規則は、令和七年七月十日から施行する。

別表（第3条の2関係）

区分	算定式
労働生産性	$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / (\text{労働者数又は労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間})$
労働生産性向上率	$(\text{計画最終事業年度の労働生産性} - \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}) / \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}$
省人化される人数	$\text{当該工場の常用雇用者数} / (1 - \text{労働生産性向上率} / \text{計画期間}) - \text{当該工場の常用雇用者数}$